

市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

現 行	改 正 後
<p>第2節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一施設内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略) (管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職</p>	<p>第2節 人員に関する基準 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 (1)～(10) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は<u>同一敷地内</u>にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 (略) (管理者)</p> <p>第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職</p>

現 行	改 正 後
<p>務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>を</u>揭示しなければならない</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることがで</p>	<p>務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第35条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>きる。</p> <p>—</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号から第4号まで及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>—</p> <p>(5) 第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8) (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるい</p>	<p>3 <u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号から第4号まで及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(7) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(9) (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるい</p>

現 行	改 正 後
<p> ずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることできる。 (1)～(10) (略) <u>(11) 指定介護療養型医療施設</u> <u>(12) (略)</u> 5～7 (略) (管理者) 第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内の他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。<u>第85条第1項において同じ。</u>）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。 (1)～(4) (略) — </p>	<p> ずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることできる。 (1)～(10) (略) — <u>(11) (略)</u> 5～7 (略) (管理者) 第50条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>他の事業所、施設等</u>（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>他の事業所、施設等</u>と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう<u>。</u>）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができる。 （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針） 第53条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによる。 (1)～(4) (略) <u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な</u> </p>

現 行	改 正 後
<p>—</p> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号及び<u>第6号</u>に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>—</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を</p>	<p><u>い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(7)~(9) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第53条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を</p>

現 行	改 正 後
<p>置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>—</p>	<p>置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の19 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第8号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第61条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第44条、第55条、第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項及び前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密</p>	<p>(4) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第44条、第55条、第61条の2、第61条の4、第61条の5第4項及び前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する運営規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第55条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密</p>

現 行	改 正 後
<p>着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、「この節」とあるのは「次節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、「この節」とあるのは「次節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護について知見を有する者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>—</p> <p>—</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第3号及び<u>第8号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>—</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(管理者)</p>	<p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p>(5)~(7) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第61条の37 (略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第3号及び<u>第9号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第61条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第29条<u>の規定による</u>本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する<u>第61条の18第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(管理者)</p>

現 行	改 正 後
<p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、第112条第9項及び第182条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常</p>	<p>第64条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、第112条第9項及び第182条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)</u>について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常</p>

現 行	改 正 後
<p>勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p>	<p>勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは<u>他の事業所、施設等の職務に従事すること又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の</u>本体事業所等の職務に従事することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p> <p>(認知症対応型通所介護計画の作成)</p> <p>第73条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第64条又は第68条の管理者をいう。以下この条<u>に</u>において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第7号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>—</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に<u>規定する</u>本市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第61条の18第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び<u>第8号</u>に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第72条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条の<u>規定による</u>本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第61条の18第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を</p>

現 行	改 正 後												
<p>置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="253 384 488 798"> <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> </td> <td data-bbox="488 384 954 798"> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</p> </td> <td data-bbox="954 384 1099 798"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="253 798 1099 837"> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1155 384 1391 798"> <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> </td> <td data-bbox="1391 384 1859 798"> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設__又は介護医療院</p> </td> <td data-bbox="1859 384 2004 798"> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1155 798 2004 837"> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設__又は介護医療院</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</u>又は介護医療院</p>	<p>(略)</p>											
<p>(略)</p>													
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設__又は介護医療院</p>	<p>(略)</p>											
<p>(略)</p>													
<p>7～13 (略) (管理者)</p>	<p>7～13 (略) (管理者)</p>												
<p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの</u></p>	<p>第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p>												

現 行	改 正 後
<p>事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、<u>第183条第2項及び第184条</u>において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第184条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第113条第3項、第114条、<u>第183条第3項及び第184条</u>において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、規則で定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第94条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>を行ってはならないこと。</p> <p>(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号の身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこ</p>

現 行	改 正 後
<p>—</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(居住機能を担う併施設等への入居)</p> <p>第108条 (略)</p> <p>—</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号から第3号まで及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p>	<p>と。</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこと。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(居住機能を担う併施設等への入居)</p> <p>第108条 (略)</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第108条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号から第3号まで及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第94条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第94条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は__他の事業所、施設等__の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス</p>

現 行	改 正 後
<p>若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(協力医療機関等) 第127条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、<u>当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(協力医療機関等) 第127条 (略)</p> <p><u>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>—</p> <p>—</p> <p><u>2・3</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第117条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第119条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	<p>5 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第129条 (略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第117条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第119条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>

現 行	改 正 後
<p>(7)・(8) (略) (準用)</p> <p>第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条及び第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計</p>	<p>(7)・(8) (略) (準用)</p> <p>第130条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、第101条、第104条、<u>第106条及び第108条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第132条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計</p>

現 行	改 正 後
<p>画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>—</p>	<p>画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>—</p> <p>(2) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第151条において準用する第108条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(管理者)</p> <p>第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第149条 (略)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p><u>軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第133条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等、本体施設の職務</u>（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第149条 (略)</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定</u></p>

現 行	改 正 後
<p>2 (略) (記録の整備)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第9号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第138条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内</p>	<p><u>指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>7 (略) (記録の整備)</p> <p>第150条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第9号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第138条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第140条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第148条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内</p>

現 行	改 正 後
<p>容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで、<u>第101条及び第108条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 人員に関する基準 (従業者の員数)</p> <p>第154条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。</p> <p>第4節 設備に関する基準</p> <p>第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器</p>	<p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数及び当該サテライト型居住施設の入居者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上(入居者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。</p> <p>第4節 設備に関する基準</p> <p>第155条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するため</p>

現 行	改 正 後
<p>を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第168条の2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに<u>入所者の病状の急変が生じた場合</u>その他必要な場合のため、あらかじめ、第154条第1項第1号に掲げる医師__との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <hr/> <p>(管理者による管理)</p> <p>第169条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等</u>又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p>	<p>に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第168条の2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに<u>入居者の病状の急変が生じた場合</u>その他必要な場合のため、あらかじめ、第154条第1項第1号に掲げる医師<u>及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法</u>その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第169条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、<u>__他の事業所、施設等</u>又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p>

現 行	改 正 後
<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第170条 計画担当介護支援専門員は、第161条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第160条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>(6) 第180条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>(7) 第178条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。</p>	<p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第170条 計画担当介護支援専門員は、第161条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第160条第7項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。</p> <p>(6) 第180条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(7) 第178条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を行うこと。</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>—</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第172条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p> <p><u>(協力病院等)</u></p> <p>第175条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u> —</p>	<p>6 (略)</p> <p><u>(協力医療機関等)</u></p> <p>第175条 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対す</p>	<p>(2) <u>当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入居者の病状が急変した場合等において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第179条 (略)</p> <p>2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対す</p>

現 行	改 正 後
<p>る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第158条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第160条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第180条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第44条、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第171条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定</p>	<p>る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号、第2号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第158条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第160条第7項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第180条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第44条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで及び第108条の2の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第171条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援(法第46条第1</p>

現 行	改 正 後
<p>居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第182条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>8～14 (略)</p>	<p>項に規定する指定居宅介護支援をいう。第67条第2項において同じ。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、「この節」とあるのは「第10章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第2節 人員に関する基準 (従業者の員数等)</p> <p>第182条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>—</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>8～14 (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>(管理者)</p> <p>第183条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第188条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>—</p>	<p>(管理者)</p> <p>第183条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等</u>の職務に従事することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第188条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号の身体的拘束等</u>を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこ</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(7)~(11) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第11号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第188条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する本市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状</p>	<p>と。</p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)~(12) (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第192条 (略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第11号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第188条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条の規定による本市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の</p>

現 行	改 正 後
<p>況及び事故に際してとった処置についての記録 (10)・(11) (略) (準用)</p> <p>第193条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第193条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第182条第13項」と、第91条並びに第99条第2項及び第3項中「小</p>	<p>状況及び事故に際してとった処置についての記録 (10)・(11) (略) (準用)</p> <p>第193条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第44条、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで、<u>第108条及び第108条の2</u>の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第193条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第1項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第2項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、「この節」とあるのは「第11章第4節」と、第61条の13並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第182条第13項」と、第91条並びに第99条第2項及び</p>

現 行	改 正 後
<p>規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第182条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第182条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

